

導方針並に其の行動命り過激にそ却る小作人。為に不利益を  
と悟り之に加入せず寧ろ地主との協調を希望し同所長會議負  
原某の事と申入ハたより同人は地主小作人と打そ一丸とする

協調組合と組織し兩者間の融和を図り農事の改良と農村の共存  
共栄の實を挙げんと之が實現を企画し昭和二年八月以来地主小作  
人間の斡旋の勞を執り數次兩者の參集を求の協調組合規約の草案  
と不し腹藏行を竟見と徴し遂に成案を得同年十月二十七日之が先  
會式と挙げられ其の後漸次組合負の増加を見今日に至る也

六、小作委員会の性質  
獨立の決定権と有し本協調組合の決議、執行機關たり。

七、小作委員会の内容  
（内組織）

(1) 母体の有無並に其の構成

企救小作協調組合と母体とす。

本協調組合は企救所及其附近に耕地を有し之を他人と小

作せしむる地主及其の小作者を以て組織し委員長一名及委員

六名顧問若干名の役員を置き委員會議、總會、臨時總會

の決議機關及執行機關と有す。

(四) 委員の資格並に負數

委員の資格は別々何等の制限なく委員地主側三名、小作人

側三名計六名とす。

(五) 委員並に委員長の選任方法

委員は地主側、小作人側各同數と選出し、委員長は總紀

委員の推薦に依るものとす。